

監査委員告示第 8 号

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成26年12月26日

長井市監査委員 堀 越 俊一郎

長井市監査委員 大 沼 久

記

- 1 監査の範囲 平成26年度(平成26年4月～平成26年10月)の一般会計にかかると財務事務及び関連事務の執行状況
- 2 監査の期日及び監査対象課

年 月 日	監 査 対 象 課
平成26年12月26日(金)	税 務 課 まち・住まい整備課 観 光 振 興 課

3 監査の結果

提出された監査資料、諸帳簿等を審査した結果、予算執行等の財務に関する事務は、長井市財務規則等に基づいて、概ね適正に執行されているものと認められる。

税務課については、固定資産税の減免、まち・住まい整備課については、工事施工伺における契約方法の誤記について、また観光振興課については、契約関係の書類の整備と決裁の遺漏に関して留意を求めた。